

点字による即時情報ネットワーク事業運営要綱

1 目的

点字による即時情報ネットワーク事業（以下「事業」という。）は、視覚障害者に、新聞、雑誌等によって毎日流れる新しい情報を点字で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活文化の向上を図ることを目的とする。

2 運営

この事業は、点字図書館の指定管理者が行うものとする。

3 事業

この事業は、パソコン通信ネットワークを利用するものであり、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が入力した情報（点字JBニュース）を点字図書館等で出力し、視覚障害者に閲覧又は配布する。

なお、希望者に対しては、郵送による配布をすることができる。

4 対象者

（1）閲覧

県内在住、在勤（学）の視覚障害者

（2）配布

県内在住の視覚障害者及び図書館等の公的機関

5 利用料

利用料は無料とする。ただし、利用者からの希望により公的機関以外に配布する場合、点字用紙代などの実費相当分を利用者から徴することができるが、その金額等については県と協議をすることとする。

6 事業の経費

この事業に要する経費は県からの委託金及びその他の収入をもってあてる。

附則

この要綱は平成4年2月1日から適用する。

この要綱は平成7年6月23日から適用する。